

BusinessSPECTRE/VisAP/ EMPHASIGHT/ADISIGHT-ACS 製品固有条件

本条件は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、BusinessSPECTRE/VisAP/EMPHASIGHT/ADISIGHT-ACSに関する契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、乙所定のソフトウェア使用約款（https://www.dentsusoken.com/sites/dentsusoken_default/files/2024-07/common_license.pdf、又はその後継サイトに掲載。以下「使用約款」という。）及びソフトウェア・サポートサービス約款（https://www.dentsusoken.com/sites/dentsusoken_default/files/2024-07/common_support.pdf、又はその後継サイトに掲載。以下「サポート約款」という。）（使用約款とサポート約款を総称して以下「本約款」という。）とともに本件プログラムの使用及びサポートサービスの条件を構成するものとし、甲は本約款及び本条件に従い本件ソフトウェアを使用し、サポートサービスを利用するものとします。なお、本約款と本条件との間に矛盾がある場合には、本条件が優先するものとします。

第1条（定義）

1. 「SAP クライアント」とは、本件ソフトウェアによるデータ分析の対象となるデータを管理する SAP システムを意味します。
2. 「指定機械」とは、本件プログラムのアプリケーションサーバーとして使用される、本契約に記載の指定機械を意味し、本件ソフトウェアの納入時まで確認される MAC アドレスで特定されます。
3. 「Core 数」とは、指定機械に搭載される Core の数量を意味します。
4. 前各項の他、本条件に別段に定めのない限り、本約款において定義されている文言は、本条件においても同じ定義内容で使用されるものとします。

第2条（本件ソフトウェアの使用）

1. 甲は、本件ソフトウェアを使用し、指定機械上の SAP クライアントにおいて管理されるデータを抽出し、データ分析等の処理を行うことができます。なお、指定機械上に、SAP クライアントの本番環境の他、開発、テスト等の本番業務以外を目的とした SAP クライアントの環境が構築されている場合、甲は、本番環境の他、これらの開発、テスト等の環境を対象として本件ソフトウェアを使用することができます。
2. 本件プログラムの接続先となる SAP クライアント数（本番環境用）は、本契約に記載の数量を超えてはならないものとします。
3. 本件ソフトウェアの開発・テスト環境における本件ソフトウェアの使用は、本件ソフトウェアの検証及び稼働確認の目的に限られるものとします。
4. 指定機械に搭載可能な Core 数は、本契約に記載の Core 数を上限とします。
5. 甲は、指定機械の故障により一時的に他の機械で本件プログラムを使用する場合を除き、乙の書面による事前承諾なしに、指定機械以外の機械に本件プログラムを移設することはできません。
6. 前項に従い、乙の承諾を得て本件プログラムを移設する場合、乙所定の移設に関する手続及び料金規定が適用されます。
7. 甲は、バックアップの目的に限り、乙所定の著作権等の権利表示を行うことを条件として、本件ソフトウェアの複製を一部に限り作成することができます。
8. 甲は、本契約又は関連資料で明示的に承認されている場合を除き、本件ソフトウェアを複製又は使用できません。また、甲は、本件ソフトウェア及びその複製物について次の行為を行ってはなりません；(i) 逆アセンブル、逆コンパイル又は改変、(ii) 有償・無償を問わず、第三者に対する譲渡、再使用許諾、貸与又はリース、(iii) 第三者に対するサービス事業、タイムシェアリング事業、その他これに類する事業における使用、並びに(iv) 直接・間接を問わず、生物兵器、化学兵器又は核兵器の開発目的への使用。
9. 本件ソフトウェアのうち VisAP には、VisAP のヘルプページに掲載のフリー・オープンソース・ソフトウェア（以下「本件 FOSS」という。）が含まれます。本件 FOSS には、本契約の条件は適用されず、当該ヘルプページから参照される使用条件が適用されるものとし、甲は、当該使用条件に従い本件 FOSS を使用するものとします。

第3条（本件ソフトウェアの納入）

乙は、本契約に記載の納入方法により本件ソフトウェアを納入するものとし、メディアによる納入の場合にはメディアが納入場所に納入された日、ダウンロードによる納入の場合にはダウンロードに必要な情報を含む電子メールを乙が甲に送付した日を納入日とします。

第4条（機能保証）

乙は、本件ソフトウェアの納入完了の日から90日間、関連資料に記載された方法に従い乙所定の稼働環境で使用された場合には、本件プログラムが実質的に関連資料に記載された仕様どおりの機能を有することを保証します。この保証未達成の場合、乙は合理的に可能な限り該当仕様への不適合の修正又は欠陥品の取り替えを行います。

第5条（サポートサービス）

有期ライセンスの場合、又は別途甲が本件ソフトウェアのサポートサービスを購入した場合、以下の条件に基づきサポートサービスが提供されるものとします。

(1) 本件ソフトウェアの旧バージョンのサポートサービスは、原則として、新バージョンのリリース後、その直前のバージョンについて6ヶ月間に限り提供されるものとします。但し、最新以外のバージョンについては、ライセンサーによるサポートの打ち切り等の事由により提供できない場合があります。

(2) サポートサービスには、トレーニング、インストール等のオンサイト作業は含まれないものとします。

(3) 前二号の他、サポート約款の定めが適用されます。

第6条（本条件の変更）

1. 乙は、本条件について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件ソフトウェアの使用者の一般の利益に適合し、又は変更が本条件の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本条件及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本条件を変更することができるものとします。
2. 本条件の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本条件の適用について、甲の同意を得るものとします。

以上